

平成 31 年度（2019 年度）
カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業
企画提案仕様書

1. 事業名

平成 31 年度（2019 年度）カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業

2. 事業期間

契約締結の日から平成 32 年（2020 年）3 月 19 日まで

3. 事業目的

結婚式等の人生の節目となる記念日を沖縄で実施するよう、WEB・SNS 等を活用してリゾートウエディング等の沖縄商品の情報発信や国内イベントへの出展、海外でのリゾートウエディングフェアの開催等を行い、沖縄への誘客を促進する。記念日で訪れる特別な場所としてのイメージ定着を図り、沖縄の観光地としての質の向上を図る。

4. 予算額

43,209,000 円（税込）

5. 委託業務の概要及び予算配分方針

本業務においては以下の業務を委託する。

- (1) 沖縄リゾートウエディングのブランドイメージ（動画・静止画等）、情報ツール等の制作並びに効果的な発信・浸透（8,000,000 円程度）
- (2) 国内プロモーションの実施（2,000,000 円程度）
- (3) 海外プロモーションの実施（20,000,000 円程度）
- (4) 情報発信（2,000,000 円程度）
- (5) 情報ツールの保管・管理
- (6) 受入体制強化の実施
- (7) (1)～(4)の効果測定

6. 業務内容

- (1) 沖縄リゾートウエディングのブランドイメージ（動画・静止画等）、情報ツール等の制作並びに効果的な発信・浸透
沖縄観光ブランド「Be.okinawa」のコンセプトに基づき、国内市場又は香港市場に向けて沖縄リゾートウエディングが持つ魅力・価値を訴求（イメージの刷り込み）することができるビジュアル（動画・静止画等）の制作並びに効果的な発信・浸透
→具体的な手法及び活用媒体について、理由も併せて御提案ください。
- (2) 国内プロモーションの実施
国内のブライダルフェア、旅行博等への出展を行い、カップルアニバーサリーツーリズム（リゾートウエディング、ハネムーン、プロポーズ、バウ・リニューアル）の需要を喚起させる
→具体的な手法について、理由も併せて御提案ください。

(3) 海外プロモーションの実施

台湾市場

台北市にて、ウエディングフェアの独自開催及び当該フェアの告知・集客を行う

→具体的な手法及び活用媒体について、理由も併せて御提案ください。

台湾・香港市場

台湾及び香港市場において、沖縄のカップルアニバーサリーツーリズム(リゾートウエディング、ハネムーン、プロポーズ、バウ・リニューアル)の認知・好意度の向上を図ることができるプロモーションを実施する

→具体的な手法及び活用媒体について、理由も併せて御提案ください。

中国市場

中国市場での沖縄リゾートウエディングの認知度拡大及び販売促進のためのプロモーションを実施する

→具体的な手法について、理由も併せて御提案ください。

(4) 情報発信

沖縄のカップルアニバーサリーツーリズム(リゾートウエディング、ハネムーン、プロポーズ、バウ・リニューアル)を発信するWEBサイトを構築し、継続的・効果的な情報発信を行う

→具体的な手法について、理由も併せて御提案ください。

(5) 情報ツールの保管・管理

本事業の情報ツールの保管及び管理を行う

(6) 受入体制強化の実施

カップルアニバーサリーツーリズムに関して、官民連携についての強化及び商品造成の促進を図ることができるよう、沖縄本島、宮古、八重山において、年2回の連絡会を開催

(7) (1)～(4)の効果測定

→実施するプロモーションについて、効果等を示す測定方法について御提案ください。

(8) 実施計画書、実績報告書、支払関係及び事業報告書等

- ・上記(1)～(7)に係る実施計画書の作成(1部)
- ・上記(1)に係るすべての成果物の提供
- ・上記(1)～(7)に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管
- ・上記(1)～(7)に係る事業報告書(電子データ一式)

7. 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限について

上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ①契約金額の 50 %を超える業務
- ②企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ③指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲について

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。

- ①情報ツール制作
- ②各種媒体プロモーション
- ③ブライダルフェア、旅行博等への出展に伴い発生する業務
- ④Web サイト更新
- ⑤その他、簡易な業務

(4) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

- ①資料の収集・整理
- ②複写・印刷・製本
- ③原稿・データの入力及び集計
- ④イベントにおけるブースの設営または運営(但し、契約額が 100 万円未満のものに限る。)
- ⑤その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

8. 提案にあたっての留意事項

- (1) 1 事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は 1 企業共同体）あたり 1 提案とする。
- (2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (5) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、適正に執行する必要がある。